

感企発0521第2号
令和8年5月21日

出入国在留管理庁総務課長 殿
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部
企画・検疫課長
(公印省略)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る検疫対応の強化に際しての協力依頼について

日頃より、検疫業務に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本時間5月17日、世界保健機関（WHO）が、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：フェイク）」と判断したことを受け、検疫強化の対応が必要となります。

以上を踏まえ、各検疫所に対し、別添「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和8年5月17日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課検疫所管理室長事務連絡（令和8年5月21日一部改正））を發出し、検疫対応等について通知しましたので、貴庁におかれましては、内容について御了知の上、健康監視の周知及び感染症予防対策の徹底を図るため、各地方出入国在留管理局に対して、出入国審査場等において下記のような対応を行うことにつき、協力を依頼していただきますようお願いいたします。

記

1 出国者全員への対応について

出国審査場等出国手続きの際に、渡航者が確認できる場所に別添通知の別添1ポスターを掲示いただきたいこと。

2 コンゴ民主共和国又はウガンダの国籍を有する者への対応について

① 事前に、システム等により、入国しようとする者の中にコンゴ民主共和国又はウガンダの国籍を有する者が確認された場合には、当該海空港を管轄する検疫所に地方出入国在留管理局を通じて連絡をいただきたいこと。

② 入国しようとする者が、

ア コンゴ民主共和国又はウガンダの国籍を有することが確認でき、かつ、

イ 検疫所が発行する「検疫所確認済書」、「健康監視対象者用指示書」、「健康カード」

のいずれも所持していない場合には、入国させず、検疫所に差し戻すこと。

- ③ ②の場合において、当該者が、自らパスポートを提示すること等により、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダに滞在していないことについて言明した場合には、この限りでないこと。